

第十一條中「外務理事官專任六人」ヲ「外務理事官專任七人」ニ改ム

第十五條中「百三十五人」ヲ「百三十八人」ニ改ム

第十七條中「七人」ヲ「九人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

外交官及領事官官制中改正ノ件

右謹ニ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

昭和二年五月三十一日

内閣總理大臣男爵田中義一



勅令第 號

外交官及領事官官制中左ノ通改正ス

第十條第五項ヲ左ノ如ク改ム

待命ノ外交官ニシテ外務次官、外務省各局長又ハ外務省情報部長ヲ兼ヌル者ニ付テハ其ノ兼官在職中、待命ノ外交官ニシテ外務省文化事業部長ニ充テラルル者ニ付テハ其ノ外務省文化事業部長ニ在職中前項ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

司法省官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

昭和二年五月三十一日

内閣總理大臣男爵田中義一

